

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

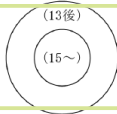
第1 前段（個人の尊重）

- 趣旨：憲法における究極目的である個人（尊重）主義を宣言した。
- パターンリスティックな制約（未成年者の人権の対立利益＝審査基準の緩和要素）の根拠 **解釈**
 $\therefore$ 「尊重される」べき「個人」として未成年
- 個人として尊「重」 $\leq$ 個人の尊「重」（24条2項）

第2 後段（幸福追求権～公共の福祉）

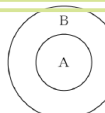
1 性質

- 包括性：13条後段つ15条以下の全ての人権
- 補充性：15条以下で保障されなくても、13条後段で保障しうる
 $\Rightarrow$ 13条後段の検討は後回し



2 要件

- 「生命、自由及び幸福追求に対する」 **解釈**
 $\rightarrow$ A：人格の生存に不可欠な利益に限定（人格的利益説） $\therefore$ 人権のインフレーション防止
 $\rightarrow$ B：全ての自由（一般的行為自由説） $\therefore$ 補充性（上記1(2)）、個人の尊重（前段）



※ Aに当たれば、Aを含むBにも当然当たるので、争いなし $\rightarrow$ 解釈なしでもOK
 ※ Aに当たらないときに、Bにより13条後段で保障しないと、憲法上の問題にすることは難しい（cf. 性質(2)）
 $\rightarrow$ 例外的に、両説おさえる必要あり。

判例

ア 人格権

（ア） とらわれの聴衆事件（最判昭63.12.20）

<事案> 市営地下鉄の列車内における商業宣伝放送につき、通勤客が差支・損害賠償を請求した。
 <結論> 一般乗客にそれ程の嫌悪感を与えるものではないなどの事情の下では違法性がない。
 <ポイント> 閉鎖空間で見たくないものを見ない・聞きたくないものを聞かない自由の法的構成
 $\rightarrow$ 心の静穏を乱されない利益 $\subset$ 広義のプライバシー（伊藤補足意見）・人格権
 $\rightarrow$ 消極的情報受領権＝情報受領しない権利（21条（cf. 第1の2(2)ウ）

（イ） 最判平17.7.4

<事案> 公立図書館職員が個人的な好みで図書を廃棄したことにつき、著作者等が人格的利益等を侵害され精神的苦痛を受けたとして、国賠法1条1項・民法715条に基づき慰謝料請求した。
 <判旨> 公立図書館という公的機関において、その著作物が閲覧に供されている著作者が、同著

図も使って、ビジュアル的に分かりやすくしています。

解釈問題（論点）を明示し、論文答案でそのまま使えるコンパクトな解釈（論証）も示しています。

知識そのものだけでなく、**知識の使い方**も示しています。

- 「国民の権利については、 $\rightarrow$ 人権享有主体性（cf. 第3章冒頭1(1)カ）

3 効果

- 「立法その他の国政の上で、」
 $\downarrow$ $\downarrow$ $\downarrow$
 $\downarrow$ 行政 司法
 $\downarrow$ $\downarrow$ $\downarrow$
 法令 / 適用 $\Rightarrow$ 違憲（ $\rightarrow$ 81条）
 （処分）

- 「公共の福祉に反しない限り $\rightarrow$ 最大の $\rightarrow$ 反対解釈

「公共の福祉」に基づく最小限の制約に服する。

= 不明 $\rightarrow$ 審査基準（人権パターン）

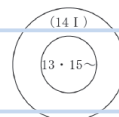
憲法ですら、**知識を要件・効果の形で整理すること**で、**全科目の知識を統一的に整理**することができます。

第14条

- すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
 - 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第1 第1項

- 性質：補充性（cf. 13条第2の1(2)）
 $\rightarrow$ 15条・13条後段憲法上保障されない権利・利益の制約でも、平等原則違反にはなり得る。
- 要件：「すべて国民」 **解釈** $\rightarrow$ 外国人も含む
 $\therefore$ 日本国民の「人種」の差異はほとんどないのに「人種…差別」も対象としている



3 効果

- 「法の下に平等」
 ア 「法の下に」 **解釈** = 法適用だけでなく法内容も $\therefore$ 不平等な内容の法を平等に適用しても不平等
 イ 「平等」 **解釈** = 合理的「差別」を許す相対的平等
 $\therefore$ 事実上の差異ある「個人として尊重」（13条前段）
- 後段列挙事由
 ア 「人種」 = 身体的特徴 $\neq$ 民族・国籍 ※ 民族・国籍の差別を「人種」に準じて **解釈** 可。
 イ 「信条」 = 宗教上の「信」仰、世界観・人生観・主義等 $\neq$ 「思想及び良心」（19条）
 ウ 「性別」 = 男女

膨大な判例知識を、**本試験合格に必要な内容に徹底的に絞って掲載**しています。

4A(を具体化した論文解法パターン)とリンクしています。

他の知識とのリンク・相互関係も明示しています。